



世田谷区議会議員 世田谷行革110番

おおば 区政報告

〒157-0063 粕谷 3-15-3 (TEL&FAX 3307-1179) 110ban@t3.rim.or.jp

もっと多くの区民の皆さんに読んでもらいたい号です。

グーグル検索等で、おおば正明 と入力すれば おおば正明 @ 世田谷区議 がヒットします。私のホームページです。

http://ooba.muse.bindsite.jp/

第55号 2015年4月

春は3時間しかもたない世田谷区本庁舎の“非常用電源”!



私は就任直後に災害対策総点検を実施し、平成25年4月から首都直下地震に備えて、停電に対して給油無しで72時間、500キロワット電力供給のできる非常用電源設備をそなえた!

世田谷総合支所
3階
ホール兼災害対策本部室
2階
戸籍調整、交通政策、生活支援、保健福祉、街づくり他
1階
窓口、住居表示、住民記録、区民相談外国人相談、地域振興、戸籍他

区内の5総合支所
●世田谷総合支所
●玉川総合支所
●北沢総合支所
●砧総合支所
●烏山総合支所

世田谷区役所第二庁舎
4~5階
議会
3階
世田谷区の教育領域全般
2階
社会保障全般及び児童関連
1階
福祉領域及び保健領域全般



世田谷区役所第一庁舎
5階
職員人事及び厚生、他
4階
都市計画及び道路管理、他
3階
政策企画、財政、広報広聴
総務、区長室、他
2階
経理、課税、施設営繕
1階
納税、人権担当、会計、他

	第1庁舎	第2庁舎	世田谷総合支所
総面積	8,305㎡	10,518㎡	3,844㎡
職員数(非常勤含)	817人	895人	452人
稼働パソコン	1,092台	1,288台	452台

多くの人を誤解させる保坂話法を解明する

①すり替える

保坂区長は議会でも、どこでも「私は就任直後に災害対策総点検を実施し、平成25年4月から首都直下地震に備えて、停電に対して給油無しで72時間、500キロワット電力供給のできる非常用電源設備をそなえた」(平成25年6月議会の区長招集挨拶)と言っています。こういう話を聞かれた人は、保坂区長もよくやっているじゃないか、と思われるかも知れません。しかし、世田谷区の災害対策中枢機能、特に停電に対しては3時間でダウンします。このことも危機対策室長の答弁として今年の2月私の代表質問に答えています。これはどういうことでしょうか?

では保坂区長は何を言っていたのか? 保坂区長の話法

世田谷地域に住む区民の方を別にすれば、世田谷区役所の「配置」については余り知られていません。左の区役所配置図参照。「世田谷区役所」とは本庁舎のことを指します。本庁舎は第1庁舎と第2庁舎とに分かれています(写真は第1庁舎)。さて、保坂区長の発言は何なのでしょう?。実は第1庁舎、第2庁舎に隣接する「世田谷総合支所」に給油無しで72時間、500キロワット電力を供給できた、という話なのです。本庁舎と「世田谷総合支所」をすり替えて発言しているのです。このことに何か意味があるのでしょうか?



第1庁舎

公選法違反のおそれ世田谷区長

保坂区長と同じコトをすれば公選法違反に抵触する可能性を世田谷区選管が明言!

多くの人を誤解させる保坂話法を解明する

問題は区長の規範意識!

なんと情けない話です。代表質問の最後の1分を使って尋ねたのですが、幼稚な強弁に議場は唖然。政治家がモノを配ることが寄附にあたることは法務大臣が辞任した例の、ウチワ事件もあって、誰でも知っていることです。世田谷区を代表する公人としての規範意識はどこにあるのでしょうか。因みに配った本の題名は「学校だけが人生じゃない」

2015年2月27日 都政新報

記者席
○...25日の世田谷区議会本会議の代表質問で、大庭正明氏(行革)が、保坂展人区長が講演で自著の本を配ったことを、公職選挙法で禁止された「寄附行為」と指摘した。大庭氏によると、保坂区長は昨年2月から12月まで、区内の小学校6校のPTA主催の勉強会に教師として呼ばれていたと思ふ。

↑都政新報にも皮肉られている区長こんなことをしているとは誰も知らなかった

世田谷区長、公選法に抵触か。世田谷区の保坂展人区長が、区内の小学校で行った講演会後に自著をPTAなどに寄付した行為が、公職選挙法で禁止されている寄付行為に当たる可能性があることが11日、分かった。区議会予算特別委員会で、大庭正明区議(無所属)・世田谷行革110番)の質問に、区選挙管理委員会の宮内孝男事務局長が答えた。宮内事務局長は、本の寄付について区長側から事前の相談はなかったとし、「もし事前に(相談が)あれば、禁止された寄付に該当する恐れがあるかもしれないと回答したと思う」と述べた。

3月12日産経新聞

話のすり替えは保坂区長の得意技! 保坂区長の保身

「世田谷総合支所」だけに電気が供給されても、世田谷全体の災害対策機能は担えません。従って保坂区長の発言は「気休め」に過ぎません。第1庁舎には都市計画、道路、財政の部門があり、817名の職員が働いています。第2庁舎には教育関係や福祉関係の部門が入って、895名が働いています。それぞれ部門ごとの災害対策本部が立ち上がります。「世田谷総合支所」には各部門の災害対策本部長会議(各部門のトップだけの会議)をするスペースがあるだけです。その実行部隊は第1庁舎と第2庁舎にいるのです。その第1庁舎と第2庁舎は停電時、わずか3時間で自家発電装置が止まるのです。

本当に3時間でアウトの本庁舎 4年間何をしていたのか 保坂区長の無策

現在の本庁舎(第1・第2)は昭和30年代に建てられ、今日のようにパソコン等の電気を大量に使う仕事のあり方を想定していません。また停電に対しても一時的な停電しか想定していません。それ故に世田谷区の本庁舎の発電装置は停電があっても1時間もあれば復旧するだろう、という前提で設置された自家発電装置なのです。さらに自家発電装置は灯油で発電します。つまり3時間しかもたないということは、3時間で灯油の燃料タンクが空っぽになることです。本庁舎の構造では消防法の規制で、この燃料タンクの増設ができません。燃料を継ぎ足すとしても、世田谷区が協定を結んでいる燃料商組合は昨年6月に「燃料の輸送について大規模災害時は困難」と通告しているのです。仮に職員が何らかの手段で灯油を買い出しに行ったとしても、それこそ大規模災害時は民間の買い急ぎもあって、灯油そのものが都内ではなくなります。

平成25年12月に公表された中央防災会議の「首都直下地震の被害想定」では以下のように記されている。概ね震度6弱以上の地域においては火力発電所が運転を停止する。この結果、夏場のピーク時の需要に対して電力の供給能力は5割程度に低下し、災害発生直後は、需給バランスを起因として広域で停電が発生する。湾岸の大部分の火力発電所が被災した場合、最悪、5割程度の供給が1週間以上継続することも想定される。